

第 5273 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月23日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 スキャナ保存制度の改正

Q：税務関係書類に係るスキャナ保存制度が緩和されるとか。どうなるのですか？

A：すべての契約書、領収書等をスキャナ保存することができるようになります。

【解説】

帳簿書類は7年間（欠損事業年度は、9年間）保存しなければなりません。保存は、紙が原則ですが、一定の書類についてはスキャナ保存も認められています。

今年度の税制改正では、そのスキャナ保存制度が見直され、次のように緩和されました。

①対象書類の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書等（重要書類）に係る金額基準（現行：3万円未満）が廃止されます。これによって全ての重要書類がスキャナ保存制度の対象になります。

②業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し

重要書類について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件が廃止されます。

③電子署名要件の見直し

スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプを付すこととするとともに、入力者等に関する情報を保存することが要件とされます。

④大きさ情報・カラー保存要件の見直し

重要書類以外の書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、白黒での保存でも認められるようになります。

